

○守口市特別工業地区建築条例

平成元年 3 月 28 日

条例第 5 号

最近改正 平成30年 2 月 23 日 条例第 2 号

注 平成17年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条、第50条及び第107条の規定に基づき、東部大阪都市計画特別工業地区（以下「特別工業地区」という。）内における建築物の建築の制限、建築物の構造の制限、建築物の壁面の位置の制限及び罰則について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の定めるところによる。

(建築の制限)

第 3 条 特別工業地区内においては、法第48条第12項に定めるもののほか、別表第 1 に掲げる用途に供する建築物及び別表第 2 に掲げる数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は建築してはならない。ただし、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により許可をする場合には、あらかじめ守口市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(構造の制限)

第 4 条 特別工業地区内における建築物の外壁は、防火構造とし、かつ、遮音上有害な空隙のない構造で、鉄網モルタル壁以上の遮音効果のある構造としなければならない。ただし、床面積の合計が50平方メートルを超えない 1 の建築物で、市長がこれらと同等の防火性能及び遮音効果があると認める構造については、この限りでない。

(壁面の位置の制限)

第 5 条 特別工業地区内における建築物の壁面は、敷地の境界から10メートル以上後退させなければならない。ただし、市長が安全上又は環境上支障がないと認める場合は、この限りでない。

(既存建築物の制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により、前3条の規定の適用を受けない建築物については、次の各号に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により引き続き前3条の適用を受けない期間の始期をいう。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第5項まで及び第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第3条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 法第3条第2項の規定に適合しない事由が容器等の容量による場合においては、増築後のその容量の合計は、基準時におけるその容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第6条までの規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者
 - (2) 第3条から第6条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物の工事施工者）
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平5.7.6条例16）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画決定の告示の日までの間は、改正法第2条の規定による改正後の建築基準法第48条第11項及び別表第2（ぬ）項第1号の規定は適用せず、改正法第2条の規定による改正前の建築基準法第48条第7項及び別表第2（へ）項第1号の規定によるものとする。

附 則（平7.9.29条例14抄）

（施行期日）

1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画決定の告示の日から施行する。

（罰則の経過措置）

3 この条例の改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平17.3.1条例3）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平17.12.5条例42）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平19.3.27条例7抄）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成19年規則第15号で平成19年6月20日から施行）

附 則（平27.3.25条例9抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平30.2.23条例2抄）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

建築してはならない建築物（次に掲げる事業を営む工場）

1	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造
2	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄 ^{りん} 燐、赤 ^{りん} 燐、硫 ^{りん} 化 ^{りん} 燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、

	ニトロセルロース、ベンゼール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、 ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造
3	マッチの製造
4	セルロイドの製造
5	ニトロセルロース製品の製造
6	ビスコース製品の製造
7	合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造 (漆又は水性塗料の製造を除く。)
8	引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
9	乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
10	木材を原料とする活性炭の製造 (水蒸気法によるものを除く。)
11	石炭ガス類又はコークスの製造
12	圧縮ガス又は液化ガスの製造 (製氷又は冷凍を目的とするものを除く。)
13	塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、 ^{ふつ} 弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、 ^{りん} 磷酸、 苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、 さらし粉、次硝酸 ^{そう} 蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、 ^ひ 砒素化合物、鉛化合物、 バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、 クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、 イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、 アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
14	たんぱく質の加水分解による製品の製造
15	油脂の採取、硬化又は加熱加工 (化粧品の製造を除く。)
16	肥料の製造
17	製紙 (手すき紙の製造を除く。) 又はパルプの製造
18	製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
19	アスファルトの精製
20	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜 ^{りゅう} 産物又はその残りかすを原料と する製造
21	セメント、石膏 ^{こう} 、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造
22	鉄釘類又は鋼球の製造

23	伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワットを超える 原動機を使用するもの
24	動力つち（スプリングハンマーを除く。）
25	動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造

別表第2（第3条関係）危険物の種類及び数量

危険物の種類		数量
火 薬 類 玩 具 類 煙 火 を 除 く)	火薬	20t
	爆薬	10t
	工業雷管及び電気雷管	250万個
	（銃用雷管	2,500万個
	信号雷管	250万個
	実包	1,000万個
	空包	1,000万個
	信管及び火管	50万個
	導爆線	500km
	導火線	2,500km
	電気導火線	10万個
	信号炎管及び信号火 ^{せん} 箭	2t
	煙火	2t
その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による	
塩素酸塩類		1t
過塩素酸塩類		1t
硝酸塩類		20t
黄 ^{りん} 燐		0.4t
赤 ^{りん} 燐		1t
硫 ^{りん} 化燐		1t
金属カリウム		0.1t
金属ナトリウム		0.1t
マグネシウム		10t

過酸化水素水	10t	
過酸化カリ	1t	
過酸化ソーダ	1t	
過酸化バリウム	1t	
二硫化炭素	1,000l	
メタノール	16万l	
アルコール	6,000l	
エーテル	1,000l	
アセトン	2万l	
酢酸エステル	1万l	
ニトロセルロース	0.2t	
ベンゾール	2,000l	
トルオール	8万l	
キシロール	1万l	
ピクリン酸	4t	
ピクリン酸塩類	4t	
テレピン油	1万l	
石油類	第1石油類	24万l
	第2石油類	18万l
	第3石油類	65万l
	第4石油類	15万l
マッチ	150マッチt	
セルロイド	0.75t	
圧縮ガス	7,000m ³	
液化ガス	70t	
可燃性ガス	700m ³	
カーバイド	6t	
危険物の貯蔵は、地下貯蔵によらなければならない。ただし、法別表第2（る）項第2号により令第130条の9の表に定める数量以下の場合又は法第3条第2項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。		